

## 矢部こども園運営規程

### 名称及び所在地

第1条 園の名称及び所在地は、次の通りとする。

- (1) 名 称 矢部こども園
- (2) 所在地 静岡市清水区南矢部 668-10

### 施設の目的及び運営方針

第2条 矢部こども園（以下「本園」という）の、目的及び運営方針は次の通りとする。

- (1) 施設の目的  
児童福祉法に基づいて心身ともに健やかに育成されるよう乳児及び幼児の養護と教育（5分野）が一体となった保育事業を行うことを目的とする。
- (2) 運営方針  
本園における保育は、入所する乳幼児の最善の利益を考慮し、その福祉を積極的に増進することに最もふさわしいものでなければならない。  
以上の点に留意し、本園の保育は  
①家庭や地域社会との連携を図り、  
②保護者の協力の下に家庭養育の補完を行い、  
③子どもが健康、安全で情緒の安定した生活ができる環境を用意し、  
④自己を十分に發揮しながら活動できるようにすることにより、健全な心身の発達を図るものとする。  
⑤その際、両親をはじめ周りの大人との関係が、情緒や行動等の発展に少なからず影響を及ぼすことに留意し、愛着関係の構築のために努力を傾けることとする。  
また、地域における子育て支援のため乳幼児などの保育に関する相談に応じ、助言するなどの社会的役割を果たすものとする。

### 利用定員

第3条 本園の利用定員は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という）

第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとに、次の通りに定める

- (1) 法第19条第1項第2号の子ども（保育を必要とする3歳以上児。以下「2号認定子ども」という） 55人
- (2) 法第19条第1項第3号の子ども（保育を必要とする3歳未満児。以下「3号認定子ども」という）のうち、満1歳以上の子ども 26人
- (3) 3号認定子どものうち、満1歳未満のこども 9人

### 提供する保育等の内容

第4条 本園は保育所保育指針（平成29年3月31日厚生労働省告示第117号）を踏まえ、以下の保育等の提供を行う。

- (1) 特定教育・保育（法第27条第1項に規定する特定教育・保育をいう。以下同じ）  
支給認定を受けた保護者（以下「支給認定保護者」という）に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量（法第20条第3項に規定する保育必要量をいう。以下同じ）の範囲内において保育を提供する。
- (2) 食事の提供
- (3) 時間外保育  
やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係わる園児に対し、第7条に規定する時間の範囲内において、法第59条第2号に規定する時間外保育を提供する。
- (4) 子育て家庭に対する支援
- (5) 一時預かり事業
- (6) その他、保育に係る行事等

#### 職員の職種、員数及び職務の内容

第5条 保育の実施に当たり配置する職員の職種、員数及び職務内容は、次の通りとする。  
ただし、乳幼児の受け入れ状況等により、員数が変動することがある。また、キャリアアップ・処遇改善によりH29年度より職務追加となる。

- (1) 園長 1人  
園長は、園の業務を統括し、涉外及び保育業務の管理並び人事及び事務管理を行う。
- (2) 主幹保育教諭 1人  
主任保育士は、地域の保護者等に対する子育て支援を行うとともに園長を補佐し、保育内容について保育教諭を統括する。
- (4) 保育教諭 15人
  - 副主幹保育教諭  
園長・主幹保育教諭を補佐し、日常の保育・教育の主たる業務を行い、クラスの保育業務の維持を図り、必要な指導をする。
  - 統括リーダー  
副主幹保育教諭を補佐し、日常の保育・教育の業務及びクラスの保育業務を統括し、必要な指導をする。
  - 職務分野別リーダー  
幼児保育・乳児保育・障害児保育・安全衛生・子育て支援及び食育指導等の計画立案・実行・評価を行う。
- (5) 調理員 2人  
栄養士の作成した献立に基づき、給食及びおやつを調理する。
- (6) 事務員 1人  
事務一般についての業務を行う。

## **保育を提供する日**

第6条 保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、年末年始（12月29日から翌年1月3日までの日）及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日は除く。また、非常変災その他事情がある時は、臨時に保育を行わないことがある。

## **保育を提供する時間**

第7条 保育を提供する時間は次の通りとする。

### **(1) 保育標準時間認定に係る保育時間**

午前8時00分から午後7時までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分より午前8時00分までの範囲内で時間外保育を提供するものとする。

### **(2) 保育短時間認定に係る保育時間**

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保護者が保育を必要とする時間とする。  
なお上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで、または午後4時30分から午後7時までの範囲内で、時間外保育を提供するものとする。

## **利用者負担、その他の費用の種類**

第8条 特定教育・保育を利用した支給認定保護者は、その支給認定を受けた市町村に対し、当該市町村の定める利用者負担金（保育料）を支払うものとする。

- 2 支給認定保護者は、特定教育・保育等の提供における便宜に要する費用のうち、必要な実費について本園に支払うものとする。
- 3 時間外保育の料金は、次の表の通りとする。

対象	時間	料金
保育短時間認定	午前7時30分から午前8時30分まで	日額200円
	午後4時30分から午後6時まで	日額200円
	午後6時から午後7時まで	日額200円
保育標準時間認定	午前7時30分から午前8時00分まで	日額200円

- 4 ただし、本条第3項に規定する時間外保育の料金は、当分の間徴収しないものとする。

## **利用の開始に関する事項**

第9条 本園は市町村から保育の実施について委託を受けた時は、これに応じるものとする。

## **利用の終了に関する事項**

**第 10 条** 本園は、以下の場合には保育の提供を終了するものとする。

- (1) 園児が小学校に就学したとき。
- (2) 2号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (3) 3号認定子どもの支給認定保護者が、法に定める支給要件に該当しなくなったとき。
- (4) その他、利用の継続について重大な支障又は困難が生じたとき。

#### **緊急時における対応方法**

**第 11 条** 本園の職員は、保育の提供を行っている時に園児に体調の急変、その他緊急事態が生じた時は、速やかに保護者又は嘱託医に連絡する等、必要な措置を講じるものとする。

- 2 保育の提供により事故が発生した場合は、速やかに静岡市及び園児の保護者等に連絡するとともに、必要な措置を講じるものとする。
- 3 前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録するものとする。
- 4 園児に対する保育の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行うものとする。

#### **非常災害対策**

**第 12 条** 本園は、園児の安全を確保するための具体的な計画等を作成することとする。

- 2 本園は、前項の計画等に基づき、園児の避難及び関係機関への連絡のための体制を整備し、当該体制について職員に周知するとともに、園児に避難方法等について理解させよう努めることとする。
- 3 本園は、防火管理者は又は火気・消防等についての責任者を定め、少なくとも毎月 1 回以上、避難及び消火に係る訓練を実施するものとする。

#### **虐待防止のための措置**

**第 13 条** 本園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図るため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講ずるものとする。

#### **感染症への対応**

**第 14 条** 本園は、園児から園児への感染症の伝染の拡大を防止するため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、別に定めるマニュアルの徹底その他必要な措置を講ずるものとする。

#### **苦情への対応**

**第 15 条** 本園は、保育サービスの質や信頼性の向上に寄与するとともに、利用者にとってサービスへの満足度を高めるため、責任者の設置その他必要な体制の整備を行うとともに、職員に対する研修の実施、別に定めるマニュアルの徹底その他必要な措置を講ずるものとする。

## **個人情報の保護**

第 16 条 本園は、別に定める個人情報保護に関する方針（プライバシーポリシー）に基づき、個人情報の保護に努めます。

## **附則**

この規定は、令和 年 月 日から施行する。

令和 年 月 日変更施行する。